

フィリピン人シングルマザーの 就労実態と支援にかんする調査 報告書

2013年3月

カラカサン～移住女性のためのエンパワメントセンター
川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）

目次

第1章：はじめに：就労支援の課題を明らかにするために	…… 2
第2章：在日フィリピン人女性の社会・経済状況概要	…… 4
第3章 就労の実態：ワークショップとインタビュー調査から	……15
第4章 求められる取り組み	……32

第1章 はじめに：就労支援の課題を明らかにするために

1 調査の背景と目的

1980年以降、日本における移住外国人の増加は顕著であり、2011年末の登録外国人の数は207万8,480人で、総人口の1.63%に達している。そのうちのフィリピン国籍者の数は、20万9,373人で、登録外国人の10.1%を占める。また、外国人女性・日本人男性の組み合わせを中心として国際結婚の数も増加しており、2000年以降には、毎年全婚姻件数の5～6%、およそ16組から19組に1組に達した。一方、国際離婚の数は、国際結婚の増加を上回る勢いで増え続け、ここ数年では毎年婚姻件数の半数以上に達している。このように国際結婚の破綻と離婚が増加したことにより、外国人シングルマザーの数が急増している。統計データを含めた概要は第2章で述べるが、外国人母子世帯の困窮は深刻であり、早急な対応がなされなければ、近い将来、子どもの世代にも貧困が連鎖することは明らかである。困窮の原因はさまざまな要因が絡み合っているが、母親一人が稼ぎ手となって家族を支えるだけの収入を得られる仕事に就けないことが、おもな要因のひとつにあることは疑いようもない。それでは、就労を支援するにあたって、いかなる対応が求められるのか。これが、本調査の主要な問題関心である。

本調査の実施主体である「カラカサン～移住女性のためのエンパワメントセンター」は、神奈川県川崎市を拠点に、移住（外国人）女性とその子どもたちのエンパワメント支援を目的として活動するNGOである。支援の主な対象は、国際結婚や、日本での就労のために移住してきたフィリピン人女性とその子どもたちである。その多くは、日本人男性との結婚や同居生活のなかでのDV（ドメスティックバイオレンス）を経験し、夫やパートナーとの別居や離婚により暴力から逃れ、母子世帯として新生活をスタートさせる母子である。

カラカサンでは2002年の設立以来、これらのフィリピン人母子に対し、母国語による電話や来所による相談・カウンセリング、DVなどの暴力被害からの回復や母子家庭の自立支援を目的とした自宅訪問やグループカウンセリング、ワークショップ、集会などの主催と同時に、母子の実態にかんする調査や、関連する法制度への提言活動などを行ってきた。

カラカサンのこれまでの活動の中で見えてきたフィリピン人母子世帯の課題として、DVや虐待などの影響による母子の精神的な回復の困難、安定した就労がえられないなどのシングルマザーの経済的自立の困難、母子の地域社会や学校などにおける差別や疎外などがある。カラカサンではこれまで、DVを受けた女性たちの被害からの回復に関する調査（「移

住女性が切り拓くエンパワメントの道-DVを受けたフィリピン女性が語る」2006年12月)、DVや虐待を受けた子どものケアに関する調査(「移住(外国人)母子家庭の子どもの実態と支援に関する調査-DVや虐待などの暴力にさらされた子どものケア」2010年3月)などの実施により、DVや虐待を受けた外国人女性や子どもへの支援に関連する施策への提言などを行ってきたが、外国人シングルマザーの経済的な自立の困難に焦点をあてた調査は行ってこなかった。

今回、カラカサンが「フィリピン人シングルマザーの就労実態と支援にかんする調査」を実施する目的のひとつは、フィリピン人シングルマザーの多くが、DVの被害からの精神的回復をえた後もなお、経済的な自立の困難に直面している現実に焦点をあて、主に川崎市周辺に在住するフィリピン人母子世帯の生活や就労の実態とその課題を明らかにすること、また同時に、川崎市における外国人シングルマザーへの就労支援関連の施策の現状と課題を明らかにすることから、当事者が求める就労支援のあり方を検討し、施策への提言を行うことにある。

2 調査の方法

(1) フィリピン人シングルマザーを対象とした討論ワークショップ

2012年9月8日、10名のフィリピン人シングルマザーによるグループ討論のワークショップを開催し、調査でとりあげてほしい論点や課題等について、参加者間で、自由に議論を行った。

(2) フィリピン人シングルマザーへのインタビュー調査

2012年11月～2013年1月にかけて、川崎市周辺に居住するフィリピン人シングルマザー6名を対象とし、生活や就労の実態などに関するインタビュー調査を実施した。

(3) 川崎市の関係部署へのインタビュー・質問紙調査

2013年1月～3月にかけて、川崎市の外国人母子支援に関連する部署(こども福祉課および、生活保護課)を対象とし、施策の現状などに関する調査を行った。

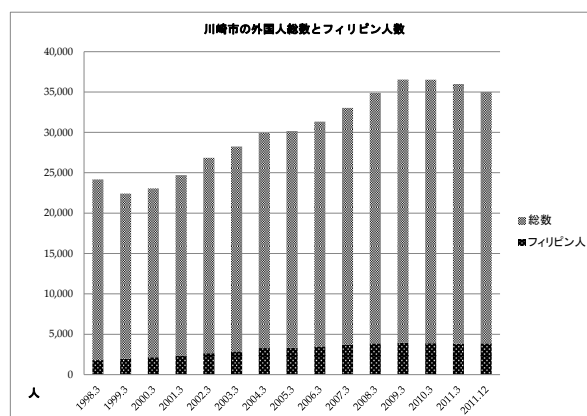
なお、各調査の詳細は、各章に記した。

第2章：在日フィリピン人女性の社会・経済状況概要

日本のフィリピン人人口は約20万人。中国、韓国・朝鮮、ブラジルに次いで4番目に人口が多い外国籍となっている。フィリピン人の場合、人口の77.5%が女性である点で際立っている。その多くは1980年代以降にエンターテイナーとして来日している。日本政府は1990年代はじめから2005年まで、年間2万件から多いときで8万件の興行ビザをフィリピン人女性に対して発行してきた。エンターテイナーとして来日した女性のほとんどは、興業ビザの期限と同時にいったん帰国し、また来日するという繰り返しをしながら、フィリピンと日本の間を行き来してきた。エンターテイナーとして来日した一部の女性が日本に定住し、日本政府が興行ビザの発行数を減らした2005年以降は、日本人男性と結婚して来日するフィリピン人女性の数が年に2000件から5000件の間で推移している。

本調査は、日本人男性と結婚し、その後、夫によるDVの被害を受けたり、夫の家族との関係がうまくいかずに離婚、あるいは離婚調停・訴訟中などで別居しているフィリピン人女性の就労をテーマとしている。基本的にはフィリピン人シングルマザーの就労の問題とあってよい。本章では彼女たちが置かれた社会・経済的状況の概要を示し、3章では川崎市に拠点を置いて活動する「カラカサン～移住女性のエンパワーメント・センター」が支援してきた女性に対するインタビュー調査に基づいて、具体例を検討していく。川崎市のフィリピン人人口は、2000年以降、外国人総数の10%以上を占め、2011年には3870人、12.4%に達している。2011年の日本の在留外国人の総数が約207万人で、うちフィリピン人が20万9000人であるから、川崎市のフィリピン人人口比は、全国平均よりもやや多い。

図1



川崎市統計より作成

離婚後に単身で子どもを育てながら日本で生活していくためには、家族を支えるのに十

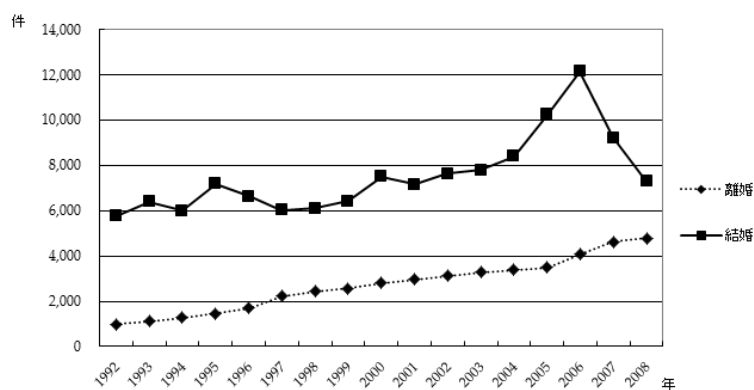
分な収入を保障してくれる仕事に従事する必要があるが、現実には少なからぬフィリピン人シングルマザーが就労を希望しながらも生活保護を受給しており、行政による「自立支援」策の目に見えた効果はない。

フィリピン人女性の就労を考えるにあたって、まず指摘しておかなければならないのは、彼女たちの多くは、そもそも日本に出稼ぎに来て、フィリピンの家族を養う「稼ぎ手」であった点である。ところが、日本人男性と結婚し、さらには離婚したのちに定住した移住女性が、現在抱えるもっとも大きな問題のひとつは、貧困問題になっている。結婚前には積極的な稼ぎ手だった女性たちが、結婚とともに離職し、離婚後に再度就労を希望し、就職活動をしているにもかかわらず、生活を支えうる収入を得ることができる職業に就けないのはなぜか。これが本調査の主要な問いである。

1 非対称な結婚

外国人と日本人の結婚は全婚姻数の6.1%を占める。その8割以上が外国人女性と日本人男性の結婚である。国籍別にみると、フィリピン人女性と日本人男性の結婚は、中国人女性と日本人男性の結婚に次いで2番目に多い。

図2 日本人男性とフィリピン人の結婚・離婚件数



総務省人口動態統計より作成

2 結婚、DVそして離婚

フィリピン人女性たちは、シングルマザーになる以前から、夫が妻にお金を渡さず、自分の生活だけでなく子育てに必要なお金のやりくりにも困窮している場合が多い。夫は、妻が外で働くことを望まない場合が多く、主婦になる女性が多い（移住連貧困プロジェクト2011）。

表1は、外国人女性が未婚の場合と結婚している場合で、就労している割合の変化を示

したものである。この表でみるとフィリピン人女性は、結婚前は 80%以上が就労しているが、結婚後は 30%にまで減少している。

表 1

		日本	韓国、朝鮮	中国	フィリピン	タイ	イギリス	アメリカ	ブラジル	ペルー
労働力率 (労働力人口 / 総数) %	総数	48.1	46.6	46.9	43.4	35.4	60.2	49.0	74.1	64.0
	離別	70.5	69.7	73.7	81.1	72.9	100.0	72.0	85.1	81.4
	有配偶	48.4	42.0	42.3	31.9	29.5	38.6	40.5	71.0	60.9
	未婚	60.1	57.0	56.0	81.7	56.6	79.3	62.8	82.6	75.4
	死別	18.9	27.4	28.7	55.1	58.3	42.9	23.3	60.5	36.4
総数	総数	55,270,500	252,820	130,570	74,030	16,260	3,340	11,680	70,460	11,460
	離別	2,416,150	19,040	3,460	2,650	480	50	500	2,010	430
	有配偶	32,117,710	126,370	84,010	55,680	13,000	1,320	6,340	49,090	7,880
	未婚	13,070,670	72,680	39,230	13,910	2,440	1,790	4,140	17,550	2,680
	死別	7,253,940	29,770	2,300	490	120	70	430	1,140	220
労働力人口	総数	26,574,670	117,760	61,210	32,130	5,750	2,010	5,720	52,220	7,330
	離別	1,704,500	13,280	2,550	2,150	350	50	360	1,710	350
	有配偶	15,547,370	53,060	35,540	17,780	3,840	510	2,570	34,870	4,800
	未婚	7,859,100	41,440	21,950	11,360	1,380	1,420	2,600	14,500	2,020
	死別	1,373,710	8,150	660	270	70	30	100	690	80
非労働力人口	総数	28,158,170	130,440	66,350	40,090	10,250	1,170	5,620	16,730	3,900
	離別	689,380	5,450	750	470	130	0	130	220	80
	有配偶	16,540,650	72,970	48,110	37,760	9,100	810	3,770	14,020	3,060
	未婚	4,978,950	29,350	15,720	1,520	960	330	1,350	2,070	610
	死別	5,782,830	20,730	1,540	200	40	40	310	380	140

(大曲他 2011 より転載)

表 2

表5 夫が日本籍である夫婦の妻の就業 (妻の国籍別)

	日本		韓国・朝鮮		中国		フィリピン		タイ		ブラジル		ペルー	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
就業者	14,502,290	47.3	15,560	39.0	18,200	34.6	22,670	38.1	4,100	31.7	2,640	54.7	600	49.2
主に仕事	7,549,140	24.6	7,530	18.9	10,180	19.3	10,920	18.3	1,980	15.3	1,640	34.0	400	32.8
家事のほか仕事	6,658,240	21.7	7,520	18.9	7,360	14.0	11,260	18.9	2,050	15.8	940	19.5	180	14.8
通学のかたわら仕事	7,970	0.0	0	0.0	170	0.3	50	0.1	10	0.1	0	0.0	0	0.0
休業者	286,950	0.9	510	1.3	490	0.9	450	0.8	60	0.5	70	1.4	20	1.6
完全失業者	316,020	1.0	1,230	3.1	1,720	3.3	1,470	2.5	410	3.2	110	2.3	30	2.5
非労働力人口	12,883,380	42.0	22,280	55.9	31,040	59.0	34,860	58.6	8,180	63.2	1,970	40.8	570	46.7
家事	19,820	0.1	130	0.3	660	1.3	10	0.0	70	0.5	0	0.0	0	0.0
通学	2,951,420	9.6	690	1.7	1,000	1.9	500	0.8	170	1.3	110	2.3	40	3.3
その他*														
総数	30,672,930	100.0	39,890	100.0	52,620	100.0	59,520	100.0	12,940	100.0	4,830	100.0	1,220	100.0

※母集団は夫婦の数

※「主に仕事」「通学のかたわら仕事」「通学のかたわら仕事」「休業者」は「就業者」の内訳。ただしーの位は四捨五入されているため合計は「就業者数」と一致しない。

*その他は労働力状態不詳を含む

(高谷他 2013 より転載)

表 2 は夫が日本国籍の夫婦の妻の就業状態を国籍別に示したものである。この表をみると、就業せずに専業主婦になる割合は、日本人女性よりも外国人女性のほうが高く、フィリピン人女性で 58.6%となっている。就業している場合も、その約半数は、家事が主となっており、補助的な労働にしか従事していないことがわかる。

結婚後に女性が主婦になることは、何を意味するのであろうか。一般に、欧米の研究では、移住女性はより民主主義的な国に移住することが多く、移住先の女性の権利を擁護する価値観にふれることで、出身国にいるときよりも伝統的な女性役割が弱まるといわれている。自分の実家の家族、自分と同じエスニシティや同じ国の友だちが多ければ多いほど、移住女性がパートナーに依存する度合いは小さくなる。

しかし、日本においては、DV 被害を受けた移住女性が証言するように、主婦になると、

夫が同国人との付き合いを禁止することが多く、受け入れ社会の価値観に触れる機会がない。また、他方で欧米の先行研究は、民主主義的な欧米に移民したとしても、移住女性は必ずしも、夫から自立した地位を得るとはかぎらないことを明らかにしているものもある。というのも、欧米においても人種差別や女性差別が皆無というわけではなく、移住女性にとって受け入れ社会の環境が困難であればあるほど、家族が身を守る唯一の砦となり、伝統的な女性役割が強化されると考えられているからである。家の外の社会的環境が女性にとって厳しいものであればあるほど、家族は女性を保護してくれる唯一の砦になってしまうのである。

日本の場合ほどどちらかといえば、フィリピン人女性に限らず、女性の労働は男性の補助的な労働とみなされているために、賃金も男性よりも低く設定されており、社会保障上も正規雇用の男性と結婚している女性に有利な制度設計がなされている。そのため、移住女性は就労して収入を得ることによって、夫に対して自立的な地位を得るという「解放仮説」には合致しない経験をすることになる（稲葉・樋口 2013）。

3 離婚の増加

さて、本調査のテーマである在日フィリピン人女性の就労を考える上では、離婚によってフィリピン人女性がどのような状態におかれるかを検討しなくてはならない。というのは、冒頭でも述べたようにエンターテイナーとして働いているフィリピン人女性の多くは、6ヶ月のビザの期限が切れれば帰国する短期の出稼ぎ型であり、日本に定住することを前提としていない。つまり在日フィリピン人女性の就労の問題は、離婚後にシングルマザーになってからの問題であるといつてよい。

フィリピン人女性と日本人男性の結婚は毎年 5000 件以上となっており、この結婚で誕生する子どもは毎年約 4000 人以上いる。結婚の増加にともなって離婚も増加しており、2009 年の離婚の件数は 4714 件であった。

離婚の原因の多くは DV である。公的シェルターに一時保護された女性のうち、外国人女性は 8～9% を占める。2009 年の日本の女性総人口における外国人女性の割合は 1.7% だから、公的シェルターの利用者は人口比に対して不釣り合いに大きい。

表 3 公的シェルター利用者数に占める外国人の割合

	2009		2008		2007	
	件数（うち外国人）	外国人割合（%）	件数（うち外国人）	外国人割合（%）	件数（うち外国人）	外国人割合（%）
都道府県	6165 (513)	8.3	6101 (554)	9.1	6012 (508)	8.5
政令指定都市	857 (24)	2.8	796 (17)	2.1	920 (27)	2.9

（移住連女性プロジェクト 2011 から転載）

公的シェルターの利用率が日本人女性よりも高いという事実は、必ずしも、移住女性のほうがDVの被害にあいやすいことを意味しているわけではない。むしろ、移住女性のほうが、日本人女性に比べると、DV被害にあったときに、夫の暴力から逃れる上で、支えてくれる周囲の人間関係（社会関係資本）が希薄であることを意味する。つまり、日本人女性であれば、公的シェルターを利用する以前に、友だちや自分の親に支援を求めることができるが、移住女性の場合は先述したように、夫との家族関係が、それがどんなに暴力的な関係であっても、日本で唯一頼れる人間関係である場合が多い。夫と形成する家族のほうが、外の日本社会よりも、相対的に安全に思えてしまうぐらい、移住女性にとっては家族の外の日本社会は冷たく、頼ることができなく映っている。そうであるがゆえに、支援組織が指摘するように、DV加害者の夫から逃れてアパート生活を送るようになっても、何度も夫のもとに戻ってしまう女性がいる。

このことは、本調査の就労についても、まったく同じ構造が指摘できる。就労にあたって、女性たちが頼れる人間関係はきわめて限定されている。後述するように、移住女性が持てる人間関係は、同じような経験をして、同じように困難な境遇に置かれている友だちであることが多いため、紹介してもらえる職種は限定されており、労働条件の悪い仕事が多い。また、そうした人間関係を持たない場合に仕事を探すために頼れるのは、カラカサンのような支援組織やハローワークや人材派遣会社など、自らが持てる人間関係が希薄であっても、誰にでも開かれた経路ということになる。

4 日本の法律はなぜ移住女性を保護できないのか

法律は、国籍条項がない限りは、国籍にかかわらず普遍的に適用されるのが原則である。ところが、移住女性が直面する問題は、ジェンダー、人種、階級が交差した（インターセクショナリティ）、移住女性に特有の問題として現れるが、政策はこの複合差別の問題を考慮しないがゆえに、移住女性は事実上法律の保護から排除されてしまうことになる。移住女性に特有の問題を、法律が考慮しないがゆえに、日本人夫に依存することになってしまう。この依存的な関係が、制度的にも心理的にも強化されるような仕組みが、日本社会には存在する。

4.1 夫への制度的依存

移住女性の在留資格は、日本人男性＝DV加害者に依存している。在留資格の更新には夫の協力が必要だが、DV加害者の男性は、ビザを更新しないことで、女性が自分から逃げられないようにする場合も多くみられる。

DV法改正等の影響により、移住女性がDV被害者の場合、加害者のパートナーと離婚した後も、在留資格の変更に配慮がされるようになった。しかし、日本人の子どもを養育監護

していないと在留資格の変更が安定的には保障されないなど、日本人との関係に依存していることは変わらない。この依存の構造が、3章で述べるように、就労においてもフィリピン女性が条件の悪い職にしかつけない構造となる。

4.2 言語的な依存

移住女性は、日本語ができないがゆえに、行政手続き、病院、子どもの学校、公営住宅への応募にあたって日本人職員に相手にされないことが多く、夫や日本人の助けがないと何もできないと思うようになってしまう。

日本には、移住者が言語を習得する機会が制度的に保障されていないため、女性たちは自力で生活のなかで日本語を習得するしかない。

5 公的サービスは移住女性の社会関係資本の不足を補うことができるのか

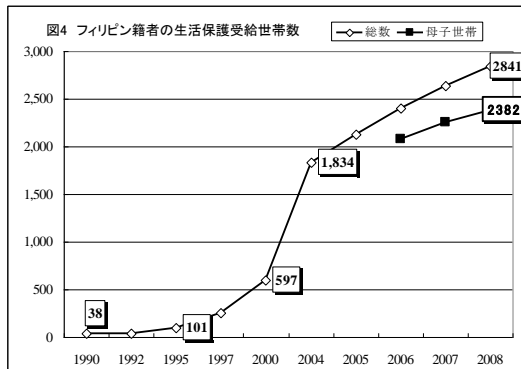
上述したように、DV防止法を初めとするこれまでの女性施策のなかで、移住女性に特有の問題（インターセクショナルな問題）を十分に反映させることができなかった。つまり、DV被害を受けた女性へ自立支援策には、社会関係資本の不足ゆえに生じる問題が考慮されてこなかった。

調査結果で具体的に示すように、実際には、フィリピン女性が就労できるのは、すでにフィリピン人や他の外国人を雇っている雇用主の会社やフィリピン人コミュニティ経由のみで、ハローワークの経路では就労実績がほとんどない。つまり、社会関係資本が構築されていない状況では、就職できない。

6 貧困問題

離婚が増加した結果、フィリピン人のシングルマザー数は増加している。しかし子どもを養うだけの賃金を得る職に就くことは難しく、結果として生活保護を受給することになる。2008年には2841のフィリピン人世帯が生活保護を受給しており、その84%がシングルマザー世帯となっている。

図 3



厚生労働省人口動態調査（移住連ブックレットより転載）

7 単身親世帯の貧困率 54.3%

フィリピン人シングルマザーが貧困に陥る理由のひとつは、日本の社会制度が、女性がブレッド・ウィナーたることを求めない制度設計になっており、女性は就労してもその賃金は家計補助的なものとみなされているがゆえに、賃金が低いことによる。結果として、シングルマザーは就労してもみずからの賃金だけでは生活できない。このことは厚労省が発表した単身親世帯の貧困率 54.3%という数字が端的に示している。女性だけ、さらには外国人女性だけをとりだして単身親世帯の貧困率を計算すれば、この数値がさらに高くなることは疑いようがない。

日本人も含めて国籍を問わず 46%のシングルマザーは非正規雇用に従事しており、多くの女性の時給は高くても 800 円～850 円にとどまり、生活保護は最低限の生活ではなく、現時点での最高の収入保障になる。

表 4 は日本人男性と結婚している移住女性の職業だが、フィリピン人女性の 61%は工場労働か現場労働、18%はサービス業に従事しており、専門職と管理職は 3%にすぎない。フィリピン人女性の離婚後の労働力率は倍以上になるが、表 5 が示すように、ブルーカラーに従事する女性の割合は変わらない。

表 4

表6 夫が日本籍である夫婦の妻の職業（妻の国籍別）

	日本		韓国・朝鮮		中国		フィリピン		タイ		ブラジル		ペルー	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
専門的・技術的職業従事者	2,104,950	14.5	1,230	7.9	1,220	6.7	570	2.5	130	3.2	240	9.1	10	1.7
管理的職業従事者	105,900	0.7	280	1.8	110	0.6	120	0.5	10	0.2	60	2.3	0	0.0
事務従事者	4,075,000	28.1	3,310	21.3	2,510	13.8	1,210	5.3	160	3.9	180	6.8	20	3.3
販売従事者	1,665,450	11.5	2,750	17.7	1,870	10.3	1,320	5.8	280	6.8	80	3.0	30	5.0
サービス職業従事者	2,218,870	15.3	3,840	24.7	3,380	18.6	4,120	18.2	690	16.8	350	13.3	50	8.3
保安職業従事者	23,320	0.2	10	0.1	10	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
農林漁業作業員	982,400	6.8	260	1.7	730	4.0	620	2.7	210	5.1	50	1.9	0	0.0
運輸・通信従事者	46,200	0.3	90	0.6	0	0.0	20	0.1	10	0.2	10	0.4	10	1.7
生産工程・労務作業員	3,078,370	21.2	3,350	21.5	7,580	41.6	13,820	61.0	2,480	60.5	1,600	60.6	450	75.0
分類不能の職業	201,830	1.4	440	2.8	800	4.4	880	3.9	150	3.7	70	2.7	20	3.3
総計（非就業者含む）	14,512,290	100.0	15,560	100.0	18,200	100.0	22,670	100.0	4,100	100.0	2,640	100.0	600	100.0

※母集団は夫婦の数

（高谷ほか 2013 年より転載）

表5はシングルマザーの就労状態を子どもの年齢別に示したものである。フィリピン人シングルマザーの労働力率は、子どもの年齢にかかわらず高くなっている。フィリピン人女性は離婚後に就労するが、ホワイトカラーの仕事に従事できているのはフィリピン人シングルマザーの12%にすぎず、64%はブルーカラーの仕事に就いており、労働条件がよい仕事に就けないことがわかる。

また、子どもの数が3人以上になると、フィリピン人シングルマザーの労働力率は低くなることが表6からわかる。母数が少ないため断定はできないが、外国人の場合、子どもを預けることができる実家や親戚がいらないため、子どもの数が多いほど、就労の可能性は限定される。

表5

表17 母子世帯における子どもの年齢別母の就業

母の国籍	最少の子どもの年齢	労働力人口						非労働力人口						総計*
		ホワイトカラー職*		ブルーカラー職*		完全失業者		家事		通学		その他*		
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N
日本	0~4歳	46,310	39.5	38,300	32.6	13,390	11.4	15,610	13.3	770	0.7	2,990	2.5	117,370
	5~9歳	103,730	46.3	79,290	35.4	20,200	9.0	15,740	7.0	840	0.4	4,460	2.0	224,250
	10~14歳	105,130	46.7	82,920	36.8	17,200	7.6	15,510	6.9	450	0.2	3,930	1.7	225,130
	15歳以上	75,370	45.4	60,450	36.4	12,280	7.4	13,740	8.3	160	0.1	3,940	2.4	165,930
	総数	330,540	45.1	260,960	35.6	63,060	8.6	60,600	8.3	2,220	0.3	15,320	2.1	732,690
中国	0~4歳	180	25.7	190	27.1	110	15.7	190	27.1	40	5.7	0	0.0	700
	5~9歳	210	38.2	180	32.7	70	12.7	60	10.9	10	1.8	30	5.5	550
	10~14歳	210	30.0	290	41.4	80	11.4	110	15.7	0	0.0	20	2.9	700
	15歳以上	200	30.8	300	46.2	30	4.6	90	13.8	10	1.5	20	3.1	650
	総数	800	30.9	950	36.7	280	10.8	450	17.4	50	1.9	80	3.1	2,590
韓国, 朝鮮	0~4歳	230	26.4	230	26.4	100	11.5	250	28.7	0	0.0	50	5.7	870
	5~9歳	590	30.7	680	35.4	270	14.1	310	16.1	0	0.0	70	3.6	1,920
	10~14歳	780	35.8	760	34.9	360	16.5	180	8.3	0	0.0	100	4.6	2,180
	15歳以上	520	33.3	520	33.3	220	14.1	250	16.0	0	0.0	50	3.2	1,560
	総数	2,130	32.6	2,190	33.5	950	14.5	990	15.2	0	0.0	270	4.1	6,530
フィリピン	0~4歳	140	11.3	640	51.6	210	16.9	200	16.1	0	0.0	50	4.0	1,240
	5~9歳	90	4.7	1,490	77.2	150	7.8	180	9.3	0	0.0	20	1.0	1,930
	10~14歳	270	18.1	900	60.4	160	10.7	100	6.7	0	0.0	50	3.4	1,490
	15歳以上	100	25.0	220	55.0	20	5.0	40	10.0	0	0.0	10	2.5	400
	総数	610	12.1	3,260	64.4	540	10.7	520	10.3	0	0.0	130	2.6	5,060
タイ	0~4歳	10	9.1	50	45.5	20	18.2	20	18.2	0	0.0	10	9.1	110
	5~9歳	30	12.0	160	64.0	30	12.0	10	4.0	0	0.0	20	8.0	250
	10~14歳	30	21.4	80	57.1	20	14.3	20	14.3	0	0.0	0	0.0	140
	15歳以上	10	50.0	10	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	20
	総数	80	15.1	300	56.6	70	13.2	60	11.3	0	0.0	30	5.7	530
ブラジル	0~4歳	40	7.7	370	71.2	40	7.7	40	7.7	0	0.0	40	7.7	520
	5~9歳	80	18.2	340	77.3	0	0.0	10	2.3	0	0.0	10	2.3	440
	10~14歳	10	4.3	210	91.3	0	0.0	10	4.3	0	0.0	0	0.0	230
	15歳以上	20	4.8	340	81.0	20	4.8	10	2.4	0	0.0	30	7.1	420
	総数	150	9.3	1,260	78.3	60	3.7	60	3.7	0	0.0	80	5.0	1,610
ペルー	0~4歳	10	6.7	120	80.0	20	13.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	150
	5~9歳	0	0.0	60	75.0	10	12.5	0	0.0	0	0.0	10	12.5	80
	10~14歳	0	0.0	110	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	110
	15歳以上	0	0.0	60	66.7	20	22.2	10	11.1	0	0.0	10	11.1	90
	総数	10	2.3	350	79.5	50	11.4	10	2.3	0	0.0	20	4.5	440
その他(不詳含む)	0~4歳	90	32.1	90	32.1	10	3.6	70	25.0	0	0.0	20	7.1	280
	5~9歳	80	17.8	200	44.4	30	6.7	100	22.2	0	0.0	40	8.9	450
	10~14歳	110	31.4	160	45.7	30	8.6	30	8.6	0	0.0	10	2.9	350
	15歳以上	70	25.9	100	37.0	60	22.2	20	7.4	0	0.0	30	11.1	270
	総数	350	25.9	550	40.7	130	9.6	230	17.0	0	0.0	100	7.4	1,350
総数	0~4歳	47,020	38.8	39,990	33.0	13,900	11.5	16,380	13.5	810	0.7	3,160	2.6	121,250
	5~9歳	104,820	45.6	82,390	35.8	20,750	9.0	16,410	7.1	850	0.4	4,660	2.0	229,870
	10~14歳	106,530	46.3	85,430	37.1	17,840	7.7	15,960	6.9	450	0.2	4,120	1.8	230,330
	15歳以上	76,290	45.0	62,000	36.6	12,650	7.5	14,160	8.4	170	0.1	4,080	2.4	169,350
	総数	334,650	44.6	269,800	35.9	65,140	8.7	62,910	8.4	2,270	0.3	16,020	2.1	750,800

#集計対象は母子世帯、%は列パーセント

*『ホワイトカラー職』は、「専門的・技術的職業従事者」「管理的職業従事者」「事務従事者」「販売従事者」、「ブルーカラー職」は「サービス職従事者」「保安職業従事者」「農林漁業従事者」「運輸・通信従事者」「生産工程・労務従事者」「分類不能の職業」の各計。

(高谷ほか 2013 より転載)

表 6

表 18 母子世帯における子どもの数別母の就業

母の国籍	子どもの数	労働力人口						非労働力人口						総計*
		ホワイトカラー職*		ブルーカラー職*		完全失業者		家事		通学		その他*		
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	
日本	子供が1人	166,830	46.6	118,780	33.1	32,410	9.0	29,940	8.4	1,170	0.3	9,190	2.6	358,320
	子供が2人	129,000	45.8	104,490	37.1	21,650	7.7	21,250	7.5	880	0.3	4,530	1.6	281,810
	子供が3人以上	34,710	37.5	37,690	40.7	9,000	9.7	9,400	10.2	160	0.2	1,600	1.7	92,560
	総数	330,540	45.1	260,960	35.6	63,060	8.6	60,600	8.3	2,220	0.3	15,320	2.1	732,690
中国	子供が1人	580	30.1	720	37.3	220	11.4	310	16.1	30	1.6	70	3.6	1,930
	子供が2人	170	32.7	180	34.6	50	9.6	110	21.2	0	0.0	10	1.9	520
	子供が3人以上	40	28.6	40	28.6	10	7.1	30	21.4	20	14.3	0	0.0	140
	総数	800	30.9	950	36.7	280	10.8	450	17.4	50	1.9	80	3.1	2,590
韓国, 朝鮮	子供が1人	900	29.9	1,060	35.2	440	14.6	490	16.3	0	0.0	120	4.0	3,010
	子供が2人	840	34.3	780	31.8	390	15.9	330	13.5	0	0.0	110	4.5	2,450
	子供が3人以上	380	35.8	340	32.1	120	11.3	180	17.0	0	0.0	40	3.8	1,060
	総数	2,130	32.6	2,190	33.5	950	14.5	990	15.2	0	0.0	270	4.1	6,530
フィリピン	子供が1人	350	13.2	1,750	65.8	210	7.9	270	10.2	0	0.0	80	3.0	2,660
	子供が2人	210	12.5	1,080	64.3	220	13.1	120	7.1	0	0.0	50	3.0	1,680
	子供が3人以上	50	6.9	430	59.7	110	15.3	130	18.1	0	0.0	0	0.0	720
	総数	610	12.1	3,260	64.4	540	10.7	520	10.3	0	0.0	130	2.6	5,060
タイ	子供が1人	50	13.5	200	54.1	70	18.9	40	10.8	0	0.0	20	5.4	370
	子供が2人	30	25.0	90	75.0	0	0.0	10	8.3	0	0.0	0	0.0	120
	子供が3人以上	0	0.0	10	25.0	0	0.0	10	25.0	0	0.0	10	25.0	40
	総数	80	15.1	300	56.6	70	13.2	60	11.3	0	0.0	30	5.7	530
ペルー	子供が1人	0	0.0	230	76.7	40	13.3	10	3.3	0	0.0	20	6.7	300
	子供が2人	10	7.1	120	85.7	10	7.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	140
	子供が3人以上	0	0.0	10	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	10
	総数	10	2.3	350	79.5	50	11.4	10	2.3	0	0.0	20	4.5	440
ブラジル	子供が1人	70	6.4	900	82.6	20	1.8	40	3.7	0	0.0	60	5.5	1,090
	子供が2人	50	11.6	330	76.7	20	4.7	10	2.3	0	0.0	20	4.7	430
	子供が3人以上	30	30.0	30	30.0	20	20.0	20	20.0	0	0.0	0	0.0	100
	総数	150	9.3	1,260	78.3	60	3.7	60	3.7	0	0.0	80	5.0	1,610
その他(不詳含む)	子供が1人	230	29.5	270	34.6	70	9.0	130	16.7	0	0.0	90	11.5	780
	子供が2人	80	19.0	240	57.1	40	9.5	60	14.3	0	0.0	0	0.0	420
	子供が3人以上	50	33.3	40	26.7	10	6.7	40	26.7	0	0.0	10	6.7	150
	総数	350	25.9	550	40.7	130	9.6	230	17.0	0	0.0	100	7.4	1,350
総数	子供が1人	169,000	45.9	123,910	33.6	33,480	9.1	31,220	8.5	1,200	0.3	9,640	2.6	368,460
	子供が2人	130,400	45.3	107,300	37.3	22,390	7.8	21,880	7.6	880	0.3	4,720	1.6	287,570
	子供が3人以上	35,260	37.2	38,590	40.7	9,270	9.8	9,810	10.4	180	0.2	1,660	1.8	94,770
	総数	334,650	44.6	269,800	35.9	65,140	8.7	62,910	8.4	2,270	0.3	16,020	2.1	750,800

#集計対象は母子世帯、%は列パーセント

*『ホワイトカラー職』は、「専門的・技術的職業従事者」「管理的職業従事者」「事務従事者」「販売従事者」、「ブルーカラー職」は「サービス職従事者」「保安職業従事者」「農林漁業従事者」「運輸・通信従事者」「生産工程・労務従事者」「分類不能の職業」の各計。

*その他は労働力状態不詳を含む、総計は非就業者を含む

(高谷ほか 2013 より転載)

8 パートナーの支配からの自由≠自立

ここまでのデータが示しているのは、離婚して、子どもと生活していく収入が保障される職につけるフィリピン人女性はほとんど存在せず、生活保護受給者とならざるをえない、という事実である。本調査の対象であるフィリピン人女性にとっては、DV 加害者の夫から逃れることは、かならずしも「自立」につながるとは限らない。自立して生活できるだけの収入を得ることができないためである。

その理由は、フィリピン人女性の文化的相違によるものではない。他ならぬ日本の社会制度が、女性が単身で家族を養い自立的に生活することを想定していないためである。高収入が得られる専門職に従事できるのでない限りは、結婚によってしか女性の経済的安定が得られないのが現在の日本の制度である。

日本に定住することで、フィリピン人女性も否応なく、この日本の仕組みに巻き込まれ、運命を規定されてしまう。そうであっても、本章でみてきたように、フィリピン人女性は、移住者であるという事実により、日本人女性よりも先鋭的な形でこの制度の矛盾を経験させられている。

インタビューに答えてくれた女性のひとは、電子部品組み立ての仕事を経験しているが、時給 730 円と低賃金のパートタイマーにもかかわらず、時間外労働も含め、常勤の労働者と同じように働かされ、仕事が多い時には、「カラバオ（フィリピンの水牛）のように黙々と働かされ」、仕事がないと自宅待機にさせられた上に解雇されたのに、失業保険が適用されていなかった。この劣悪な労働条件を、この女性は「日本人と結婚している友人はこの労働条件に耐えていたが、友人は補助的な収入源を求めていたために耐えられたのだと思う」と、端的に問題の本質を指摘していた。まさしく日本の女性労働は、夫の稼ぎの補助的労働でしかない制度側の問題であることを見抜いているといえる。

このように根本的には日本の制度そのものの問題だが、本調査では移住女性に特有の問題を浮かび上がらせるべく、3 章では、カラカサンのフィリピン人シングルマザーの具体的な事例を検討することで、彼女たちが真に「自立」しうる就労が実現しえない理由を考察し、4 章で移住女性の自立のための就労支援を提言したい。

参考文献

- 移住連貧困プロジェクト編（2011）『日本で暮らす移住者の貧困』現代人文社。
- 移住連女性プロジェクト（2011）『移住（外国人）女性 DV 施策に関する自治体調査と提言』。
- 稲葉奈々子・樋口直人（2013）「滞日アルゼンチン系移民とジェンダー」『アジア太平洋研究センター年報』10 号。
- 大曲由起子・高谷幸・鍛冶致・稲葉奈々子・樋口直人（2011）「家族・ジェンダーからみる在日外国人：国勢調査データの分析から」『茨城大学地域総合研究所年報』44 号。
- 高谷幸・大曲由起子・樋口直人・鍛冶致（2013）「在日外国人の結婚と仕事：2005 年国勢調査データ分析」『文化共生学』12 号。

【在日フィリピン人に関する統計】

	外国人登録者数							興行ビザ新規入国者数		「定住者」の 資格での新規 入国件数 (フィリピン 国籍)	「日記」の資 格での新規 入国件数 (フィリピン 国籍)	不法残留者数			国際結婚	離婚	出生			生活保護		
	総数	うち、フィリピン国籍						総数	うち、 フィリピン 国籍			総数	うち、フィリピン国籍				夫 日本 妻 フィリピン または 夫 フィリピン 妻 日本	父 日本 母 フィリピン または 父 フィリピン 母 日本	母 フィリピン 父 外国籍		世帯主フィリピン (世帯数)	
		合計	男	女	日本人の 配偶者等	定住者	永住者						合計	男								女
1984	840,885	9,618	1,929	7,689	2,967	—	192	32,952	11,941	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
1990	1,075,317	49,092	5,832	43,260	20,516	1,190	1,083	75,091	42,738	83	—	106,497	23,805	10,761	13,044	—	—	—	—	38		
1992	1,281,644	62,218	8,352	53,866	28,351	2,617	1,461	84,368	50,976	147	917	278,892	31,974	14,935	17,039	5,825	1,021	4,695	156	39		
1995	1,362,371	74,297	11,203	63,094	39,909	4,740	4,120	59,833	24,622	341	1,288	286,704	39,763	16,056	23,707	7,240	1,499	5,571	612	101		
1997	1,482,707	93,265	13,771	79,497	44,545	6,751	8,111	67,475	31,585	844	4,992	282,986	42,547	15,818	26,729	6,096	2,269	5,303	821	252		
2000	1,686,444	144,871	21,662	123,209	46,265	13,285	20,933	103,264	60,455	2,924	5,477	251,697	36,379	13,235	23,144	7,628	2,882	4,856	1,060	597		
2004	1,973,747	199,394	35,374	164,020	43,817	23,756	47,407	134,879	82,741	2,893	5,038	219,418	31,428	10,471	20,957	8,517	3,479	4,701	1,026	1,834		
2005	2,011,555	187,261	38,320	148,941	45,148	26,811	53,430	99,342	47,765	3,109	5,530	207,299	30,619	10,245	20,374	10,429	3,569	4,572	1,094	2,123		
2006	2,084,919	193,488	41,178	152,310	49,195	29,907	60,225	48,249	8,608	3,410	8,257	193,745	30,777	10,612	20,165	12,345	4,170	5,143	1,252	2,399		
2007	2,152,973	202,592	44,447	158,145	51,076	33,332	67,131	38,855	5,533	4,068	6,687	170,839	28,491	9,323	19,168	9,379	4,737	5,295	1,417	2,639		
2008	2,217,426	210,617	47,319	163,298	49,980	35,717	75,806	34,994	3,185	3,811	5,133	149,785	24,741	7,037	16,804	7,455	4,910	4,789	1,523	2,841		
2009	2,186,121	211,716	47,204	164,512	46,027	37,131	84,407	31,170	1,873	2,854	3,308	113,072	17,287	5,395	11,892	5,911	4,841	3,983	1,405	3,399		
2010	2,134,151	210,181	46,216	163,965	41,255	37,870	92,754	28,612	1,506	2,195	2,384	91,778	12,842	3,669	9,173	5,350	4,749	3,544	1,309	4,234		
2011	2,078,508	209,376	46,146	163,230	38,249	39,331	99,604	26,112	1,407	2,184	2,395	78,488	9,329	2,400	6,929	4,420	4,342	2,981	1,381	—		

【出典】 外国人登録者数：在留外国人統計、興行ビザ新規入国者数：出入国管理統計年報、不法残留者数：法務省、国際結婚・離婚：厚生労働省人口動態調査、生活保護：厚生労働省 被保護者全国一斉調査（各年7月1日現在）

第3章 就労の実態：ワークショップとインタビュー調査から

1 カラカサンの支援について

1.1 カラカサンの支援するフィリピン女性

カラカサンの活動は、首都圏の一地域に限定された活動であり、これまでの活動で支援してきた女性の数は約1,000人と、在日フィリピン人女性約16万人を代表するものではもちろんない。しかし、日本政府は2000年代前半には、年間5万件から7万件の興行ビザをフィリピン人に対して発行しており、そうして来日した女性の中には、日本とフィリピンの間の行き来を繰り返すなかで日本人と出会い、結婚して定住した女性も多い。また、日本人男性とフィリピン人女性との結婚を斡旋する業者の仲介で日本人の配偶者として来日し、定住した女性も増えている。カラカサンが支援する移住女性も、エンターテイナーとして日本で働いたのちに顧客であった日本人男性と結婚するか、結婚斡旋業者を介した結婚により日本に定住し、夫からのDV被害などが原因で離婚し、シングルマザーになった場合が多い。したがって、カラカサンの支援してきた女性の数は限られているものの、かなりの程度まで、日本に定住するフィリピン人女性に共通する問題を経験しているといえる。

また、カラカサンは、全国の82の移住者支援組織をネットワーク化する移住労働者と連帯する全国ネットワーク（移住連）の女性プロジェクトのメンバーである。このネットワークを介して移住女性を支援する全国の団体と定期的に行っている情報交換のなかで、カラカサンが支援するフィリピン人女性が直面する問題は、全国の他の団体とも共通することを確認しており、移住連が毎年実施する省庁との協議では、女性プロジェクトで全国の移住女性支援の団体が共通の要請事項を作成して、協議に臨んでいる。

1.2 カラカサンの支援の流れ

カラカサンにおけるフィリピン人母子支援の窓口として、相談活動がある。これは、フィリピン母子が抱える具体的な問題の解決に向けて、関係機関と連携しながら、電話や面接による相談・カウンセリングや、行政窓口、弁護士事務所、裁判所、医療機関などへ同行するなどの支援活動である。この数年でなかでも多いのは、フィリピン人女性の結婚をめぐるトラブル、DV、離婚などに関する相談、子どもの認知や国籍、親権、面会交流権などに関する相談、そして在留資格の更新・変更や在留特別許可などの入管手続きに関する相談である。

カラカサンでは、DV被害等により日本人パートナーと別居・離婚し、母子家庭になった

フィリピン母子の支援に力を入れており、相談支援の中で、DVからの避難や離婚や在留資格の手続きなどの支援を継続していくのと同時に、母子の自立を支援する諸活動を行っている。母子の自立支援活動の中には、DV被害女性の心身の傷からの回復のためのワークショップや自助グループ活動、自宅訪問支援などと共に、母子の新しい生活をスタートさせるためのアパート探し、子どもの就学、生活保護などの福祉の手続きや就労に向けた支援などがある。

DV以外の離婚の場合には、すでに離婚前に地域で就労し始めており、生活のための一定の基盤を築いた後に、夫との離婚にふみきる場合が多い。こうした場合、カラカサンでの支援は、離婚手続きなどで弁護士事務所と協働したり、在留資格の更新や変更の手続きに関する支援をするが、生活や就労については、すでに女性がこれまで生活してきた地域でのサポートによって行われる場合が多い。また、DVの場合でも、カラカサンの周辺の川崎市や横浜市で保護された場合、夫の居住地から少し離れた場所でアパートや母子寮での母子生活をスタートさせることになるため、新しい転居先での就労に向けた支援は、移転先の母子寮の職員や、生活保護の担当ワーカーなどが指導、支援するなかで行われている。

夫の居住地が川崎市外にあり、DVによる保護の後、カラカサン周辺地域で新しく生活をスタートさせることになった母子などのケースで、地域に頼りになる友人などの支援がまったくない場合には、カラカサンのスタッフが、就労に関する情報を提供したり、面接に付き添うなどの支援をする場合がある。

DV被害などにより離婚したフィリピン人女性は、子どもとアパート生活を始めてすぐに就職活動ができるわけではない。まずは、母子がDVの相手からの追跡などの危険性から逃れて精神的に安定し、子どもが新しい学校での生活に馴染むなど、とりわけ精神面での母子の安定がなければ、女性がいったん仕事に就いても、女性自身や子どもの心身に支障をきたして就労が続かないことは、カラカサンの支援経験から言えることである。そのため、DV被害を受けた母子の場合は、避難後の新しい生活拠点地域での生活にひととおり馴染むまでは、生活保護の支援を受け、精神的に一定の安定をしてはじめて、継続できる仕事に就労するよう支援する場合が多い。

しかし一方で、DV被害を受けていても子どもが夫や児童相談所などに保護されているなど、女性と子どもが同居していなかったり、女性に在留資格のない場合などでは、生活保護等支援も得られず、無理やり就労せざるを得ない状況においこまれるケースもある。

それでは当事者の女性はこれらの問題をどのように経験しているのか、ワークショップで出された意見を紹介し、さらに個別のインタビュー調査の結果から具体的に検討していきたい。

2 就労の現状と課題：ワークショップからの考察

フィリピン人シングルマザーの就労の実態と必要な支援についての調査を実施するために、2012年9月8日に、フィリピン人シングルマザー女性10人を対象としたワークショップ（グループ討論）を行い、調査でとりあげてほしい論点や課題等について、参加者間で、自由に議論を行った。以下は、参加者から出された意見をまとめたものである。

2.1 就労の機会の少なさ

与えられる就労の機会が極端に少ない。求職情報も少ない。また、求人広告や公的機関（ハローワーク）での就労紹介は、実際の職にはむすびつかない場合が多い。職に就く確実な方法は、実際にその職場で働いている友人や同国人からの情報や、紹介によるものとなっている。また、フィリピンの雑誌などでは、フィリピン人など外国人を専門としている派遣業者もあり、それをつうじて職業の斡旋が受けられる場合もある。しかし派遣先は、ラウンドリー（クリーニング）工場など、いずれも同国人の友人などを介して得られる職種と変わらない。

2.2 安定的な就労が保障されていない

フィリピン人シングルマザーの就労形態は、ほとんどが非正規のパートタイム、アルバイトである。そのため、容易に解雇されてしまいがちで、無理な時間外労働など、劣悪な労働条件も、妥協して受け入れなければならない。労働者としての正当な権利も保障されていない。安心して継続して働ける場の保障は、最も重要な課題である。

2.3 昇進の機会が与えられていない

フィリピン女性の就労先は限定されているが、同時に、同じ就労先で何年働いても昇進がなく、労働条件も低いままで、またポジションも与えられないことが多い。参加したメンバーの中で、弁当工場のラインの班長を任されていた女性は、子どもや家族を犠牲にし、仕事を最優先にして、会社の条件のと通りの残業などの過酷な労働条件に耐えた後、ラインリーダー（班長）のポジションに就いたが、家庭生活が犠牲となり、現在夫とは離婚し、子どもをフィリピンの実家に預けて養育してもらっている。多くのシングルマザーの女性にとって、このように働くことは不可能だが、そうなると、昇進もせず、何年も低賃金の単純労働しか与えられないことが多い。フィリピン人シングルマザーの就労形態が正規雇用でなくほとんどパートやアルバイトである現状では、昇進の機会をえることは難しい。

2.4 フィリピンでの学歴や職歴を活かした就労ができない

日本で就労するに際して、フィリピン人女性は何の専門技術も持たないとの偏見がもたれている。しかし、現実には、4年生や2年生の大学や専門学校を卒業し、母国で、コンピュータ技術、看護師、歯科衛生士などの専門職の職歴がある者も少なくない。しかし日本では、日本語の問題などもあり、母国習得した専門技術を活かした就労の道は拓かれていない。

2.5 雇用主や職場の同僚からの差別・偏見

就労した当初、雇用主や上司に、フィリピン人女性に対する差別、蔑視があることを感じる。また、職場の先輩などからのいじめも多数ある。たとえば、仕事が理解できていない、どうせ日本人並みにはできない、仕事が遅い、等。しかし、これもまじめに働き、雇用主や同僚との関係をつくっていく中で、次第にフィリピン女性の状況や仕事の能力についても正当に理解・評価されるようになる。

2.6 雇用主・上司との信頼関係の大切さ

最初は、フィリピン人ということでの差別意識などもあり、信頼のない状態からスタートするが、まじめに働き、自分のできることをアピールして、雇用主や上司と粘り強く対話していく姿勢を持っていると、次第に、雇用主の信頼をえて、就労がしやすくなる。残業などの無理強いに対しても、子どもの都合などを丁寧に説明し、対話することによって、生活状況への理解も深まり、継続して働きやすい職場になっていく。たとえば子どもの病気などで休まなければならない状況ができて、理解してもらえる。安定して継続して働き続けるために、雇用主や上司への説明や対話は、とても重要な要素である。

2.7 母子家庭の経済状況……働いても自立が困難、生活保護受給の困難

フィリピン人シングルマザーには仕事を選んでいる余裕はなく、とにかく仕事をして稼がなければならない経済的なニーズがある。子どもを育てている場合には生活保護を受けている母子も多くいるが、自分のできる範囲で精一杯に働いていたとしても、生保を受給していることにより、「怠け者」、「自立していない＝依存」などの、レッテルを貼られて冷たい目で見られたり、いじめに遭うことも多い。生活保護を受けていることに対する、女性自身の精神的なプレッシャーは非常に強いものである。すなわち、生活保護は子どもを育てていることに対する恩恵であって、女性自身に与えられている権利と受け止めることはできない。生活保護の支援を受けずに自立して日本で子どもを育てていきたいと願うも

の、どんなにがんばって長時間働いても、条件の低い就労しかない現状では、子どもが2—3人を育てている場合に、生活保護収入を上回る収入をえることは、特別な場合をのぞき、かなりの困難がともなう。

2.8 安定的な就労・雇用をえるために

フィリピン人シングルマザーにとって、就労にかんする課題で一番大切なのは、どのようにすれば安定的な就労先や雇用が保障されるかである。

安定的な雇用をえるためのプロセスは何か（たとえば特別な職業訓練や資格などを取得する必要があるのか）、どのような社会的な支援制度が必要なのかを明らかにする必要がある。また、移住女性がすでに持っている能力や技術を、日本社会においていかに可視化させ、認めてもらえるようにできるのか。外国人であり女性であり、母子世帯であるという幾重もの差別をどのようになくしていけるか、も、日本社会が取り組むべく課題であろう。

以上の自由討論を行った後、フィリピン人シングルマザーの就労状況を詳しく見ていくために、6人の女性への個別インタビューを行うことが合意された。個別インタビュー対象者には、グループ討論の参加者の中から、フィリピン女性が就労している典型的な職種で現在働いている女性たち6人が選ばれた。

3 就労状況調査：個別インタビューから

2012年11月から2013年1月にかけて、6人のフィリピン人シングルマザーへの個別インタビューを行った。インタビューの質問項目は、以下のとおりである。

<インタビューの質問項目>

- ① 基本属性：居住地、在留資格、来日年数、家族構成、母子世帯になった背景など
- ② 母国での経験：教育歴・職歴・取得資格など
- ③ 日本での経験：職歴・研修経験・取得資格など
- ④ 日本語：日本語能力・どのように取得したか
- ⑤ 日本での就労：就労のきっかけ、仕事の種類・労働条件・困難など
- ⑥ 求められる就労支援、将来の夢

以下は、個別インタビューから明らかになった、就業の実態や困難についての考察である。なお、以下の女性の名前はすべて仮名である。インタビュー対象者の6人以外に、カ

ラカサンのスタッフに対して就労支援について追加調査を行ったさいに言及された女性についても考察に加えた。

フィリピン人女性たちは、そもそも来日のきっかけが家族を養うための出稼ぎである場合が多い。実際に、エンターテイナーとして働いたお金で、フィリピンにいる弟や妹の学費を払う女性が多い。あるいは高齢の親の生活を支えている。

しかし第 2 章でみたように、結婚後に離職して専業主婦になることが多い。そして離婚後にシングルマザーになり、再び職を探すことになる。カラカサンに相談に来る女性のうち、スタッフが直接に就労支援をするケースは、上述したように、周囲に友人などの支援がない場合などに限られるが、その経験からもわかるように、就職は、フィリピンの友人などのつてがある会社以外には、きわめて難しい状況となっている。

3.1 求職ルート

(1) ハローワーク

ひとつめの求職ルートは、ハローワークで仕事を紹介してもらう方法である。しかし、ハローワークで紹介された仕事が実際の雇用に結びついた例は、たとえばこれまでの経験では、ハウス・クリーニングの仕事や、電機部品加工の工場での仕事であった。電気部品工場の場合、社長がキリスト教に造詣が深く、同行したのがシスターであったことから採用に至った。ハローワークで紹介された企業でも、実際に電話をかけたり、面接に行って外国人だとわかると、それだけで断られることがほとんどである。とりわけ 2008 年のリーマンショック以降、日本の経済不況を反映し、就職はますます難しくなっている。ここ数年については、カラカサンのスタッフがハローワークに同行支援したケースで、ハローワークからの紹介で、就職にできた例は 1 件もない。

(2) インターネット・新聞広告

インターネットや新聞広告の求人も、すべての人に開かれた求職ルートという点では、基本的にはハローワークと変わらない。ただし公共の職業紹介であるハローワークは、原則として性別や年齢で就職差別がなく、適法の雇用が紹介されるのに対して、インターネットや新聞による求人には、そこまでの拘束力はない。

(3) 派遣

外国人を専門とする派遣会社の紹介で工場労働に就労する場合もあるが、ここでは英語教員の派遣会社について述べたい。就労にかんする資格については後述するが、フィリピンはふたつの公用語のうちひとつが英語であり、フィリピンで高等教育を受けていれば、日本で英語教員や英語を使用する職に就くことができる可能性がある。

実際、カラカサンの女性のなかには、英語教員を派遣する会社に登録し、小学校の英語の授業のアシスタントや、子ども向けの英語教室などで職を得ている者がいる。

(4) 知人・友人の紹介

雇用に結びつきやすいのが、知人・友人の紹介である。このルートを経た就職には 2 種類ある。ひとつは、これまでにフィリピン人が雇われた実績がある会社の連絡先などの情報を友人から聞き、そこに電話をして求職する方法である。すでにフィリピン人あるいは外国人を雇った経験のある会社のほうが、再度フィリピン人を雇用する可能性がある。事実、これがフィリピン人女性がもっとも多くとる求職方法である。

ただしこの方法は、カラカサンのスタッフやメンバーのフィリピン女性が控えている、過去にフィリピン人を雇ったことのある会社リストに限定されており、ハローワークやインターネット、新聞広告のような選択肢はない。

数少ない選択肢のなかから選ぶため、労働条件があわなければ、会社の側がフィリピン人を雇うつもりがあっても、就職にはつながらない。たとえばマライアさんはカラカサンのスタッフやメンバーから会社の電話番号を教えてもらって、5 件試みたが、2 件は在留資格を理由に断られ、3 件は労働時間が早朝開始であったり、土日も仕事があるなど、小さな子どもを養育しながら就労できない条件であったため、就職に至っていない。

友人・知人を介した求職ルートのふたつめの方法は、実際に働いている人による紹介である。ある弁当の製造工場で 7 年前から働くシンディさんは、今では現場の班長を任されており、新たに働きたい人がいると、会社が面接を設定すべく働きかけてくれる。シンディさんを介してこの会社に採用されたフィリピン人女性は、これまでに多数にのぼる。

また、過去に雇用していたフィリピン人女性の働きが評価され、雇用される場合もある。エリカさんはかつて働いていた自動車部品工場での信頼を得ており、現在は離職しているが、エリカさんの紹介であれば信用して雇ってもらえるという。

サリーさんも、ホテルのベッドメイクの仕事を、作業のチームリーダーを勤めるフィリピン人の友人の紹介で得ている。

特殊な例になるが、家事労働者の仕事もフィリピン人女性にとって可能性のひとつである。これは山手教会のフィリピン人女性のコミュニティを介して得ることができる仕事である。雇用主は駐在員などの外国人か、子どもをインターナショナル・スクールに通わせている日本人などである。山手教会に通うカラカサンのスタッフの紹介で、この家事労働者の仕事を得た女性が過去に 2 人いた。英語を仕事で使えるフィリピン人女性にとっては能力を活かせる仕事で、時給も 1500 円と高いが、この仕事も供給は限られている。また、住み込みではないが、拘束時間の長さゆえに、単身でないと就けない仕事である。

	職種	仕事を見つけた経路
サリー	ホテルのベッドメイク	そのホテルで班長をしているフィリピン人の友だちの紹介
エリカ	電子部品組み立て	フィリピン人の友だちに電話番号を教えてもらった
	フィリピンパブでの接客	フィリピン人の友だちの紹介
	ケーキ工場	フィリピン人の友だちに電話番号を教えてもらった
	ホテルのベッドメイキング・清掃	フィリピン人の友だちに電話番号を教えてもらった
	障害者介護	フィリピン人の友だちの紹介
	高齢者介護	介護ヘルパー2級のセミナーを受けたときの業者の紹介
	障害者介護	新聞記事
アニー	自動車部品工場の機械のオペレーター	ハローワーク
	英語教員	フィリピン人の友だちの紹介
	英語教員	インターネット上の求人情報
リンダ	イエローページの印刷・製本	日本語・英語の雑誌の求人広告
	スキー用品の倉庫で、出荷品を揃える仕事	日本語・英語の雑誌の求人広告
	食品加工工場（ハムのパッケージ）	フィリピン人の友だちの紹介
	スナックでの接客	フィリピン人の友だちの紹介
	病院の食事提供と皿洗い	フィリピン人の友だちの紹介
	ホテルのベッドメイキング	派遣会社
マライア	弁当工場	フィリピン人の友だちの紹介
ミリアム	ペットショップでのアシスタント	妹の紹介
	電子部品検査	新聞の求人広告
	介護	ヘルパー2級の講座の講師の推薦

3.2 就労の決め手となるもの

(1) 求職ルート

ここまでみてくると、英語や日本語といった個人が持つ能力とは別に、求職のルートによって就職の可能性が違ってくることがわかる。会社が信頼する人の紹介があるかどうか、かなりの程度まで採用の可否が依存しているといつてよい。

ハローワークやインターネット、新聞広告といった、誰かの紹介を必要としない求人は、すべての人に開かれている一方で、不採用になる確率も高い。たとえば、日本語が必ずしも必要でない職であっても、言葉を理由に断られることが多い。しかし、上述した電子部品加工に就労した女性の場合、日本語はほとんどできないが、同行した「シスターに免じて」と社長は採用を決めている。つまり、日本語能力にかかわらず、紹介者が社会的に信用が置ける人物であることから採用が決まっている。

同様のことはエリカさんやシンディさんなど、職場の信頼を得たフィリピン人の紹介による就職についてもいえる。山手教会のフィリピン人コミュニティによる仕事の紹介も、すでに家事労働者として就労して雇用主の信頼を確立したコミュニティが介するがゆえであろう。

問題は、誰にも開かれた就職ルートでは、採用にまで至らないことが多いという点である。雇用主が信頼する相手の紹介が採用の可否を左右するとなると、どれだけ知り合いが多いかによって就職の可能性が変わってくる。ところが、カラカサンに支援を求めてくるフィリピン人女性に仕事を紹介してくれうる人は、職場で信頼を得た数少ないフィリピン人女性に限られている。しかし仕事を紹介しうるといっても、つてとなるひとりの女性が働いているにすぎない職場が雇用する人数には限りがある。

とはいえ、ほとんどの場合、フィリピン人女性は自分の友人・知人を頼って仕事を紹介してもらう方法をとる。これが一番採用の確率が高いのも事実である。しかし、みずからと同じ境遇にある友人や知人の紹介は、条件のよい仕事に結びつきにくい。2章でみたように、日本人と結婚しているフィリピン人女性の仕事は、食品製造工場（弁当工場など）、クリーニング工場、ホテルや病院などの清掃業に集中しており、これらはいずれも土日出勤や夜勤がある重労働であるにもかかわらず低賃金であるため、日本人だけでは労働力を確保できないという消極的理由から、外国人でも雇われる職種と考えられる。

(2) 日本語

紹介によらずに、誰でもアクセス可能なハローワークやインターネット、新聞広告といった方法で仕事を見つけるためには、日本語能力が重要になってくる。数多くの仕事を経験したエリカさんは、最初の頃の仕事のほとんどは、フィリピン人の友人の紹介で就職している。エリカさんは仕事を7回変わっているが（同時に二箇所掛け持ちした仕事も含める）、4回はすべて友人からの紹介だが、5回目の介護の仕事をつかき、それまでは会話には不自由しなかった日本語を、読み書きも自分で勉強し、6回目には介護ヘルパー2級の資格をとった業者の紹介で就職している。さらに7回目には、新聞広告のみずから仕事を見つけて転職しており、資格の取得に加えて、日本語の読み書きが出来るようになったことで、就職の選択肢が広がっている。

離婚前に、子どもの学校でPTA活動に積極的にかかわっていたミリアムさんは、日本人との付き合いのなかで日本語の会話だけでなく読み書きもできるようになり、離婚後の職

探しも、新聞の求人広告でみずから探して電子部品の検査の仕事に採用されている。

リンダさんの場合は、日本語の読み書きは漢字が少し読めるという程度だが、日本語と英語で表記された求人広告で仕事を探して、イエローページの印刷製本工場での仕事やスキー用品の倉庫で、注文品を揃える仕事に、それぞれ短期間であるが従事している。

また、アニーさんの場合、日本語は最低限の日常会話ができる程度だが、フィリピンで大学を卒業して外資系の自動車会社にホワイトカラーで就労した経歴があり、インタビュー対象者のなかではもっとも学歴が高い。それゆえに日本でも有期雇用とはいえ月給 23 万の英語教員の職を得ており、専門職に就ける能力があれば、日本語ができなくても就労できることは明らかである。いわば語学学校に就労する欧米系の外国人と同じ地位を得ることができるのである。

(3) 資格

フィリピンで高等教育を受けていれば、英語教員に就職できる。ネリーさんは日本語の会話には不自由するが、英語教員を派遣する会社に登録して、職を得ることができた。専門職の場合は、その仕事を遂行できる能力が重視されるので、外国人であることや日本語ができないことは、相対的に不利にならない。

アニーさんも英語教員で生計を立てている。最初の職は、労働日や時間に定めがなく、常勤の英語教員の代替が必要なときに、会社から依頼があれば応じる形式で、時給は 3000 円と高いが安定していなかった。次の職はインターネットで見つけて、一年の契約社員として英語教員に従事している。月給は 23 万で、仕事が評価されれば月に 2 万円のボーナスがつくこともあるが、長期休暇中は仕事がないため、安定した収入とはいえないが、工場労働や清掃の仕事に従事している他の女性よりも優遇された職ではある。

アニーさんはフィリピンで大卒で情報関係を専攻しているし、リンダさんは歯科衛生士の資格を持ち仕事の経験もあるが、いずれもフィリピンでの資格を活かす仕事に日本で就くことはできていない。現在、フィリピン人女性が就労している仕事のなかで、就労可能な専門職は、介護労働である。これはヘルパー 2 級の資格をとることで、講座を開講した学校の紹介により就職先も紹介してもらうことができる。エリカさんとミリアムさんも、学校の紹介により職を得ている。高齢者介護の仕事は、ヘルパーの資格が必要であり、有料の養成コースに通わねばならず、他の仕事よりもハードルは高い。エリカさんによれば、東日本大震災を境に、高齢者介護をのぞいて仕事が見つからなくなった。エリカさんは震災後に友人の紹介で、休職中の職員の代理で臨時の 1 ヶ月の雇用で介護の仕事に就いた。その後、介護ヘルパーの資格の取得を決意し、10 万 5000 円のヘルパー 2 級の養成コースを受講し、学校の紹介で就職した。このときの職は条件があわずに離職しているが、新聞広告で別の介護の仕事を見つけて採用されている。

このように、資格を持っていたり、専門職に従事できる能力を有している場合、就職の可能性は高まる。

しかし、英語教員の職に就けるのは、フィリピンで4年生の大学卒業以上の高等教育を受けている場合で、専門学校や高卒の場合は難しい。需要が増えている公立学校でのALT（外国語指導助手）の仕事に就くためには、母国での学歴に加えて、英語教育研修を修了した証明書が必要とされており、日本で民間企業やNGOなどが、英語教育の研修セミナーを主催し、修了証を発行している。

在日フィリピン人の学歴は、出稼ぎで来日した他の国籍の外国人よりも高い傾向があるとはいえ、日本ではフィリピンでの学歴や資格を活かす機会はない。そのため、母国で4年生の大学を卒業後、コンピュータ技師や看護師などの専門職に就いた経験がある高学歴のフィリピン人女性が、日本では、英語教員の仕事に従事している場合が増えている。

介護労働は、資格をとるにあたって日本語が第一のハードルになる。養成コースの受講料が高額であることも障害ではあるが、生活保護受給者の場合には受講費用の援助があることから、より高いハードルは、日本語の問題である。ヘルパー2級は、読み書きが可能な日本人にはさしてむずかしくない資格と言われるが、レポートを日本語で書くことが課されるため、ある程度の日本語の読み書きができないと、資格の取得は難しい。しかし介護は時給が1000円～1500円であり、専門職につく資格を持たないフィリピン人女性にとって、もっとも賃金が高い職となっている。

	フィリピンでの学歴・職歴・資格	日本で取得した資格
サリー	医療事務専門学校卒業後、スーパーマーケット営業	なし
エリカ	小学校卒業後、さまざまな仕事をしながら、高校、秘書専門学校、コンピュータ技師専門学校などを卒業、ケソン市役所勤務。その後、タレント資格を取得し、来日。	介護ヘルパー2級
アニー	大卒後、外資系自動車会社勤務	なし
リンダ	歯科衛生士専門学校卒業後、歯科衛生士。タレント資格を取得し、来日。	なし
マライア	高卒後、マニラのインターナショナル・レストラン勤務、タレント資格を取得し、来日。	なし
ミリアム	高卒後、バンドのシンガー、タレント資格を取得し、来日。	介護ヘルパー2級

3.3 就労を妨げるもの

(1) 日本語

日本語を必ずしも必要としない仕事であっても、不況になってからは、日本語能力を理由に採用を断られるようになった。スーパーの総菜のパック詰めなど日本語を必要とした

い仕事であっても、採用する側は、商品の陳列棚に札をつけるさいにも日本語の読み書きが必要だったり、客に話しかけられることがあるなど、もっともらしい理由を不採用の理由としてあげる。

実際、ホテルのベッドメイクの仕事でも、作業上、日本語が要請されることもあるから、読み書きができないことは選択肢をさらに減らすことになる。弁当工場でも、総菜ごとに詰める重さが決まっており、日本語で書かれた作業指示を読めないと仕事が遂行できないことも事実である。

(2) 日本語教育を受ける機会の欠如

このように、就労にさいしては読み書きも求められるようになってきている。日常会話は生活の中でもある程度の修得は可能だが、読み書きは意識的に勉強しなければ身につかない。しかし今回インタビューをした女性のなかで、正式な日本語教育を受けたことのある人はいなかった。ひとりのをのぞく全員が、日本で仕事をするなかで修得していた。公民館などで開催されるボランティアによる日本語教室に通ったことがある者もいるが、身についたのは職場や日常生活での日本人とのつきあいにおいてであった。これは、公民館の日本語教室の質の問題なのではない。日本語教室は週に1回程度の開催で、1回の時間も1~2時間程度で強制力もないのに対し、職場や日常生活での日本人との付き合いは毎日のことであり、仕事で同僚とのコミュニケーションが必要となれば、日本語を選択の余地なく修得することを迫られるがゆえと考えられる。

読み書きも含めて日本語を使って自分で就職活動し、仕事をこなしているエリカさんは、日本語の読み書きはある程度できるが、現在就いている介護の仕事で、日誌を記録するなどの作業においては、ミスを指摘されるなど困難を感じている。

エリカさんは、ボランティアによる日本語講座にも通ったが、そこでは有効に学べなかったと感じており、もっぱら仕事や子どもの幼稚園での他の母親とのつきあいなど、日常生活の中で日本語を学んだという。もっとも日本語が身についたのは、現在も介護の仕事とかけもちで就労している職場で、フィリピン人がいないため、日本人同僚との仕事とつきあいのなかで上達したという。

ミリアムさんも、会話についてはまったく問題がなく、現在従事している介護の職場の書類は80%理解することができ、子どもの学校からのお知らせや日常的に受け取る手紙や情報もほぼ理解が可能で、分からなければ発信元に問い合わせるなどして、処理している。ミリアムさんが日本語ができるのは、夫が日本語以外の使用を禁止するなど厳しかったという事情もある。日本語の正式な教育を受けたことはなく、離婚前は子どもの学校のPTAで積極的に活動するなどして、日常生活のなかで身につけている。

	日本語能力	日本語をどうやって修得したか
サリー	日常会話程度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民館での日本語教室（週 1 回） ・TV やコンピューターなどをつうじて
エリカ	日常生活・職場での業務遂行にほとんど支障なく、読み書きはある程度できる	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事や子どもの幼稚園でのつきあいなど日常生活のなかで ・NPO 主催の漢字の読み書きを中心とした日本語教室（週 2 回）
アニー	最低限の日常会話	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活のなかで
リンダ	日常生活・職場での業務遂行に支障なく、読み書きは漢字も少しできる	<ul style="list-style-type: none"> ・フィリピンでエンターテイナーのビザの取得訓練をつうじて ・日本でのお店での仕事やそのほかの仕事をつうじて
マライア	日常会話の 6 割～7 割を理解、読み書きは困難	<ul style="list-style-type: none"> ・市民館の日本語教室
ミリアム	日常会話はまったく問題がなく、読み書きもできて、職場の書類は 8 割読める	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事、家庭、子どもの学校など日常生活のなかで

(3) 子育てとの両立

自由に職業選択できない要因のひとつは、小さい子どもを養育している場合に、預ける場所や時間に制限があるなど、仕事と子育ての両立が難しいためである。離婚後にフィリピン人の女性が日本に滞在する場合、子どもがいない場合には、一定の条件を満たさなければ在留資格の変更が認められないが、日本人の子どもを養育している場合には、ほぼ確実に定住者への在留資格の変更が認められるため、多くの女性が、子どもを養育しながら引き続き日本に滞在している。

そのため早朝深夜に及ぶ仕事に就くことができないばかりか、フルタイムの仕事に就くことも難しい。テレサさんは日本語ができて、おしぼり工場に採用されたが、子どもが小さいために、午後 3 時間しか仕事ができない。

子どもの養育のために、雇用主が提示する労働時間と求職中の女性の希望が合致せずに、採用されなかったり、離職したりするケースも多い。

レミさんは、フィリピンでプロの歌手だったが、日本から送金してくれていた夫が死亡したのちに、子どもと一緒に来日した。子どもが小さかったので、ハローワークで紹介された昼間の工場労働で部品組み立てに従事したが、いじめがあって離職して以来、仕事が見つからなかった。ついにナイトクラブで歌手の仕事をみつけたが、その仕事に就くために、知人のフィリピン人女性に住み込みで子どもを世話してもらっている。

レミさんのように、住み込みで子どもの面倒も見てくれる家事労働者を雇用できるほどの収入を、昼間の清掃や工場労働で得ることは難しい。しかし、離婚係争中などの場合、子どもの世話ができる仕事に就かなければ、親権を得ることができない。また、離婚後でも、生活保護などの福祉支援を受けている場合、夜の仕事は原則しないよう指導され、日中の短時間の仕事に就くことを余儀なくされる。ところが短時間のみの勤務のために雇ってくれる職場は少ない。

子どもがいてヘルニアの病気があるローラさんは、ラーメン屋の面接のさいに、病気や子どものために欠勤や早退・遅刻などがあるのではと、採用を嫌がられている。そこで面接に同行した友人も就労することにして、ローラさんとペアで都合をつけあってシフトに穴を空けないことを約束してはじめて、採用となっている。

マライアさんもクリーニング工場に電話をしたときに、3歳の子どものがいることを告げると、小さい子どもがいる女性は休みが多いからと断られている。

このように子どもの世話をするために短時間の勤務を希望すると、職種や労働条件で妥協せざるをえなくなる。サリーさんは現在の仕事はホテルのベッドメイクで、ツインの部屋なら1部屋につき300円、トリプルベッドの部屋なら600円で、今は勤務時間9時から1時までの4時間でだいたい16部屋掃除できるようになった。1日に受け取る額は1500円から6000円と安く、仕事も週3日しかないので、もうひとつのホテルを探す必要を感じている。しかし今の仕事は経営者との信頼関係が築けていて、子どもの病気などで仕事を休みたいときには柔軟に対応してくれる。そのような職場がなかなか見つからず、仕事を増やすことができないため、生活保護から自立することは困難である。

	子どもの人数と年齢	生活保護など諸手当の受給と 養育費	現在の勤務形態
サリー	1人（4歳）	生保受給、養育費なし	9時～13時、週3日
エリカ	1人（12歳）	生保なし、勤務先社会保険あり	①準正社員 週5日（9時～18時） ②パートタイム 週2日（10時～15時）
アニー	1人（13歳）	生保なし	フルタイム
リンダ	1人（11歳）	生保受給、養育費なし	病気で手術をした後、無職
マライア	1人（3歳）（児相に保護中、 監護権をめぐる係争中）	生保受給	調停で有利な条件をととのえるために離職後、無職
ミリアム	3人（21歳大学生、18歳高校生、 12歳小学生）	生保なし、養育費なし	パートタイム 週5日

4 川崎市の施策の現状：インタビューと調査票調査から

では、川崎市における就労支援の現状はどうだろうか。2013年1月から3月にかけて、川崎市市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課へのインタビュー調査、および健康福祉局生活保護・自立支援室への調査票調査を行った。質問項目は、以下のとおりである。

<インタビューの質問項目>

- ① 外国人に特化した就労支援策（就労機会の増大策、職業能力開発、ジョブサーチ支援）の有無。今後の可能性。
- ② 外国人シングルマザーの母子自立支援プログラム、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費の累積利用者数
- ③ 外国人の就労用の日本語学習支援プログラムの有無。
- ④ 就労支援関係部署への日本語通訳の設置およびふりがなつき求人情報の有無。
- ⑤ 外国人／フィリピン人の就労支援にあたり、障害となっているもの、感じている困難

インタビュー調査にあたっては、フィリピン人シングルマザーの置かれている現状を説明した上で、フィリピン人／フィリピン人シングルマザーに限らず、外国人／外国人シングルマザーの就労支援に関して質問した。インタビューと調査票調査から明らかになった、川崎市の施策の現状と所管課が外国人シングルマザーの就労支援において感じている困難は、以下のとおりである。

4.1 外国人／外国人シングルマザーに特化した就労支援プログラムはない

現在、川崎市においては、外国人および外国人シングルマザーに特化した就労支援事業（就労機会の増大策、職業能力開発、ジョブサーチ支援）は行われていなかった。川崎市では、シングルマザーの就労支援事業はこども福祉課が、生活保護受給世帯の自立支援事業については生活保護・自立支援室が管轄・実施しており、外国人シングルマザーはそのどちらにおいても支援の対象となりえるが、それらの事業の中に外国人に特化した支援プログラムはなく、制度上、日本人の市民を想定した就労支援事業の中で利用できるものを利用することになっているのが現状である。

だが、制度上可能であっても、実際に利用できているかは別である。こども福祉課の実施している川崎市の母子家庭の自立支援事業では、主に3つの事業（①母子自立支援プログラム策定事業、②教育訓練給付金事業、③高等技能訓練促進費等事業）を実施しているが、「現在、こども福祉課が確認できる範囲において、過去に外国人シングルマザーはいずれの事業にも利用例はなかった」。こども福祉課では、「おそらく言葉の壁が原因で、それ

らの事業の趣旨・目的に合致する状況に至らず、結果的に支援に至らない」ものと推察している。外国人シングルマザーは既存のシングルマザーの就労支援事業からこぼれ落ちてしまうのが現状であるが、外国人シングルマザーの支援に特化した事業については、「外国人であることとシングルマザーであること、その両方の特性を持った特定の人々に対して行政として対策を行うことが適切かどうか」考えている状況である。ターゲット数の少なさから、現段階では行政として対策を行うことの妥当性を疑問視しており、日本人シングルマザーを主な対象とする就労支援対策の枠組みの支援の中で利用できるものを利用してもらうという考えである。

また、生活保護の自立支援事業においても「現時点では、外国人に特化した就労支援プログラムはなく、厳密に言えば、外国人においては、生活保護制度を適用しているのではなく、準用している状態」であるとの回答であった。「リーマン・ショック以降、早期の保護脱却を図る必要があるその他世帯の増加などがあり、就労支援等の施策も、現在は、そちらに重点を置く必要がある。そのため、生活保護の自立支援プログラムの中での外国人に特化した就労支援プログラムの作成については、現在のところ検討をしていない状況である。」しかしながら、自立支援室では、「プログラムを利用者の使い勝手が良いように改善していく必要を認識」しており、外国人に関しても例外ではない。外国人／外国人女性にターゲットを絞った自立支援プログラムは組めないものの、「生活保護の準用を受けている方の特性の中に就労を阻害しているものがあれば、それについては現状の制度の中で解決できるものは解決し、改善が必要なものについては、費用対効果についても勘案した上で、適宜、対応を検討していくものと認識しており」、「今後の状況によって内容の変更等を行い対応していくことも検討していくことはある」とのことである。

外国人女性の自立のために、日本社会の雇用ニーズと外国人女性のスキルをマッチングさせ、就労しやすくなる施策や中間的就労のような支援制度ができないかという問いに対しても、外国人に特化した支援は行っていないものの、現在、自立支援室にて行っている「民間の人材派遣会社に委託している求人開拓の中で、外国人であっても生活保護を準用されている方の中で就労する意欲のある人であれば対応できるものもある」と考えている。

4.2 就労支援において妨げとなっているもの・・・言語

就労支援にあたり、もっとも障害となっているものとしてあげられたものは言語／日本語の能力である。

こども福祉課では、先に述べた自立支援の3つの事業（①母子自立支援プログラム策定事業、②教育訓練給付金事業、③高等技能訓練促進費等事業）について、「外国人女性からは申請すら出ていないのは、言葉の問題があり、事業を利用する段階まで利用者の状況が整わないから」と認識している。既存のシングルマザー用の就労支援策は、日本語の壁があり、多くの外国人女性は利用できるレベルにない。聞き話すことに比べ読み書きの苦手

な外国人女性のために、母子福祉センターのパンフレットや求人情報にふりがなを打つなどの対策をとることについて尋ねたところ、「たとえ母子福祉センターの求人情報にふりがなを打つなどの対策をしたとしても、本質的には外国人女性に理解のある就労先の開拓という点が重要であり、そうした外国人に理解ある就労先を見つけた上でなくては効果がない」と考え、外国人シングルマザーの就労支援が就労先の開拓と密接につながっていることを認識した上で事業全体としてのクリアすべき課題が多いと感じていることが推し量られた。参考までに、他市のNPOにおけるヘルパー2級取得希望者のための就労用日本語講座や、パソコン講座に日本語アシスタントをつける支援を紹介したが、「たとえ、仮に今後そうした支援を考えたとしても、NPO等外国人の文化や言語に詳しく、ともに支援をサポートしてくれる団体との協働のような形でない、実現できないだろう」との回答であった。

また、自立支援室の回答では、外国人が「日本の中で働くことを考えれば、ある程度の日本語の取得は是非とも必要な課題」と考えているが、「費用対効果の問題もあるため」、就労用の徹底的な日本語訓練や、教育訓練・技能訓練に職業に必要な日本語教育（補助）を含んだプログラムを用意する可能性については、現時点においては、検討されていない段階である。先に記したように「生活保護の準用を受けている方の特性の中に就労を阻害しているものがあれば、それについては現状の制度の中で解決できるものは解決し、改善が必要なものについては、費用対効果についても勘案した上で、適宜、対応を検討して」いきたいと考えているものの、阻害要因である日本語を改善しようとしたとしても、就業用の日本語教育を行うには、対象者数、生活保護を準用している外国人を受け入れてくれる求人先の確保など費用対効果が障害となっているのが現状である。

第4章 求められる取り組み

夫やパートナーと別居・離婚し、シングルマザーになって仕事を探し始める。日本語は、日常会話はできるが流暢というわけではないし、読み書きはできないので、まずはフィリピン人の友人が働いたことのある職場を紹介してもらおう。それでも見つからなければ、友人や支援団体のスタッフに同行してもらって、ハローワークで仕事を探す。日本語の読み書きを要求されたり、子どもが小さいと休みや早退が多いからと言われて、なかなか雇ってもらえない。結局、「外国人でも雇わなければ人手が集まらない」ような労働条件の悪い仕事にしか就けない。時給が安く、子どもが小さいうちは労働時間も短いから、仕事だけでは十分な収入にならず、生活保護を受給しなくては生活していけない。

本調査の結果からは、このようなフィリピン人シングルマザーの姿が浮かび上がってくる。第2章の最後で指摘したように、根本的な問題は、国籍にかかわらず、日本の女性労働が夫の稼ぎの補助的労働としかみなされないがゆえに、シングルマザーが子どもを養いながら生活できる賃金を得られないという制度上の問題である。この問題が解決されることが先決ではあるが、本章では、調査の趣旨に鑑みて、外国人のシングルマザーに特有の問題のみに絞って、行政に求められる取り組みを提案したい。

1 ハローワークを通じた公的職業紹介の強化

本調査の対象となったフィリピン人シングルマザーの多くは、同国人の友人の紹介やエスニックメディアの求人広告をつうじて仕事を得ており、他方、ハローワークを通じて仕事を得るのはきわめて難しいという現状が浮かび上がった。

ハローワークにおいては、地域で外国人でも就労可能な企業等の求人開拓を積極的に進めることが切実に求められる。外国人シングルマザーの場合、子どもの養育などの理由により就労可能な時間帯に制約があるため、よりきめ細やかな求人開拓が必要となる。また、公的な職業斡旋機関として、日本語の読み書きを必要としない仕事においても外国人であることを理由に企業が求職を断ることを禁じるなど、積極的な介入が求められる。さらには、当然のことではあるが、個々人のタレント、個性、能力などに応じた働きがい、やりがいのある仕事（ディーセントワーク）を斡旋できるような職業紹介が必要である。

2 外国人シングルマザーでも就労可能な職域職種の拡大

英語能力を活用した職業や介護職など、以前に比べると外国人シングルマザーが就労可能な職域職種は少しずつ増えてきているとはいえ、依然として、外国人女性の就労先は、食品製造、清掃などのごく一部の職種に偏っている。本調査において、川崎市の外国人シングルマザーへの就労支援策として、一般のシングルマザー向けの求人情報にふりがなを打つなどの対策の有効性について質問したところ、担当課である川崎市のこども福祉課が、外国人女性向けの対策をするにしても、「本質的には外国人女性に理解のある就労先の開拓という点が重要であり、そうした外国人に理解のある就労先を見つけた上でなくては効果がない」と回答しているように、外国人シングルマザーの就労先が限定された職域に限られていることが、その就職を困難にしている根本的な要因のひとつであることは間違いない。このような状況を変えていくために求められるのは、外国人女性の就労先の開拓、職域職種の拡大を着実に進めていくような取り組みであろう。

このような観点からの自治体レベルの取り組みとして、介護職の場合については、すでに外国人向けのヘルパー養成講座などを行っている法人、業界団体等があることから、それらの団体と連携して、求人開拓に向けた取り組みを展開する可能性が考えられる。また、英会話教師など英語能力を活用した就労については、英会話教師の派遣を行っている会社などと連携した取り組みも考えられる。なお、英語能力を活用して仕事をしているフィリピン人らがグループを結成し独自の研修等も行っており、そうした外国人コミュニティとの連携も大切であろう。

いずれにせよ、介護職、英会話教師以外にも、外国人シングルマザーが就労可能な職種職域を検討し、多くの職種でなくともひとつずつ着実に就労訓練のモデルづくりを行い、職種職域の拡大を目指していくことが求められている。

また、外国人ひとり親も「特定求職者雇用開発助成金」の対象となっていることについての制度を周知し、同制度を活用した職種職域を拡大することも、ひとつの方策であろう。

なお、現行の就労支援の枠組みで考えられる取組として、①公共職業訓練や求職者支援訓練に外国人シングルマザーを対象とした職業訓練コースを開発し、実施する、②厚生労働省が財団法人日本国際協力センター（JICE）に委託し、実施している「日系人就労準備研修事業」を活用し、外国人シングルマザー向けのコースを開設する、なども考えられる。

3 日本語学習支援の必要性

外国人女性が仕事を得るためには、日本語能力が重要な要素になっている。本調査における川崎市のこども福祉課や生活保護課への調査回答のなかでも、外国人シングルマザーの就労支援にあたり、もっとも障害となっているものとしてあげられたものは、言語／日本語の能力であった。

川崎市においては、市民館などにおいて日本語教室が実施されているが、週 1 回程度の学習では、十分な日本語運用能力の確保は困難である。自治体によっては、企業と連携して職場内での日本語学習を制度化しているところもあり、こうした日本語学習支援のさらに多くの自治体への普及の可能性をさぐる必要もある。

また、外国人シングルマザーの日本語運用能力の獲得は識字教室等のみでは難しく、日常生活において日本語を使う環境にあることが必要であり、日本社会との関係づくりを進めるような地域における取り組みも必要である。

外国人シングルマザーが積極的に日本社会との関係を構築していくためにも、母子家庭の自立支援事業や生活保護の自立支援事業のなかに、日本語教育などの外国人向けのプログラムが含められることが期待される。日本語能力が高まれば、日本人との人間関係も広がり、介護ヘルパーなど日本人と同じ条件で雇用される職業に従事する機会が増えることは間違いない。

4 福祉との連携の必要性

外国人シングルマザーの場合、元配偶者から養育費をもらえる可能性は限りなく少なく、児童手当、児童扶養手当、就学援助、その他、医療費補助などの補助等を受けてもひとつの仕事で経済的な自立を果たすことは困難な状況にある。そもそも外国人シングルマザーの場合、言葉の壁などから情報へのアクセスが困難であり、ひとり親家庭への福祉制度の存在すら知らないこともまれではない。そのため、現状では、生活保護の受給と合わせた半就労、半福祉とならざるをえない場合が多い。

仕事を二つ掛け持てば、生活保護に頼ることなく経済的に自立した生活を送ることも不可能ではないが、その場合、子どもの養育にかかる時間が少なくなり、子どもの発達に大きな影響を及ぼしてしまうことが往々にしてある。その結果、子ども世代への貧困ともいえる状況が生じてしまうこともある。

本調査は外国人シングルマザーの就労をテーマとしているため、子どもの問題は扱わなかったが、移住者の貧困に関して国勢調査のデータを用いて移住連が実施した調査では、フィリピン人の子どもの高校進学率は、男子はようやく 50%に達するが、女子は 44%と半数に達していない。この数字は、フィリピン人のシングルマザーを母に持つ子どもの数字ではないし、子どもが日本国籍の場合は含まれない。もしフィリピン人シングルマザーの子どもだけとりだして集計すれば、さらに高校進学率は低くなると考えられる。つまり、外国人のシングルマザーの問題は一世代の貧困にとどまらず、子どもの世代でも貧困を再生産する。欧米で、移民＝貧困という図式が定着してしまったのは、子ども世代までを考慮して移民への福祉を講じなかった結果であるといえる。

そうした状況を防ぐためにも、個々人の状況に応じた、適切な就労支援と福祉的支援の調整が必要である。

2012 年度（平成 24 年度）
川崎市男女共同参画センター
男女共同参画協働事業
「フィリピン人シングルマザーの就労実態と支援にかんする調査」
報告書

発行
カラカサン～移住女性のためのエンパワメントセンター
川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）

【カラカサン連絡先】
〒212-0057 川崎市幸区北加瀬 1-34-8K K F ハイム 201
電話：044 (580) 4675 FAX：044 (580) 4676
E-mail:moto@inada-noborito.com
URL :<http://www.k5.dion.ne.jp/~karakasa/>

【川崎市男女共同参画センター連絡先】
〒213-0001 川崎市高津区溝口 2-20-1
電話：044 (813) 0808 FAX：044 (813) 0864
E-mail:scrum21@scrum21.or.jp
URL :<http://www.scrum21.or.jp>